

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公開番号】特開2016-158988(P2016-158988A)

【公開日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2016-053

【出願番号】特願2015-42275(P2015-42275)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/44 (2014.01)

A 6 3 F 13/33 (2014.01)

A 6 3 F 13/69 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/44

A 6 3 F 13/33

A 6 3 F 13/69

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月7日(2016.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置を構成するコンピュータを、
ユーザに対して基準操作を指示する基準操作指示手段、
前記ユーザから入力操作を受け付ける入力操作受付手段、
前記基準操作と前記入力操作を比較し、一致性に基づいて複数の段階のいずれに該当するか判定する判定手段、
前記段階が所定の閾値段階を連続して超えた継続回数を計数する計数手段、
として機能させ、

前記計数手段は、前記ユーザがゲーム開始時に登録したデッキ内に所定の効力を持ったゲームコンテンツが存在する場合であって、所定の閾値段階の連続が途切れたときに、連続が途切れたことをなかったものとして計数を行う
ゲームプログラム。

【請求項2】

請求項1に記載のゲームプログラムにおいて、
前記計数手段は、所定の閾値段階の連続が途切れた場合に、所定の当選確率で抽選を行い、当選した場合に連続が途切れたことをなかったものとして計数を行う
ゲームプログラム。

【請求項3】

ユーザに対して基準操作を指示する基準操作指示手段と、
前記ユーザから入力操作を受け付ける入力操作受付手段と、
前記基準操作と前記入力操作を比較し、一致性に基づいて複数の段階のいずれに該当するか判定する判定手段と、
前記段階が所定の閾値段階を連続して超えた継続回数を計数する計数手段と、
を備え、

前記計数手段は、前記ユーザがゲーム開始時に登録したデッキ内に所定の効力を持った

ゲームコンテンツが存在する場合であって、所定の閾値段階の連続が途切れたときに、連続が途切れたことをなかったものとして計数を行う
ことを特徴とする情報処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の課題を解決するため、本発明にあっては、情報処理装置を構成するコンピュータを、ユーザに対して基準操作を指示する基準操作指示手段、前記ユーザから入力操作を受け付ける入力操作受付手段、前記基準操作と前記入力操作を比較し、一致性に基づいて複数の段階のいずれに該当するか判定する判定手段、前記段階が所定の閾値段階を連続して超えた継続回数を計数する計数手段、として機能させ、前記計数手段は、前記ユーザがゲーム開始時に登録したデッキ内に所定の効力をもつたゲームコンテンツが存在する場合であって、所定の閾値段階の連続が途切れたときに、連続が途切れたことをなかったものとして計数を行う。